

令和 7 年 9 月 5 日

第 4 回羽島市議会定例会議案

目 次

報第 7 号	専決処分の報告について（専第 9 号 損害賠償の額を定めることについて）	4
報第 8 号	専決処分の報告について（専第 10 号 損害賠償の額を定めることについて）	5
報第 9 号	令和 6 年度羽島市健全化判断比率の報告について	6
報第 10 号	令和 6 年度羽島市資金不足比率の報告について	7
報第 11 号	放棄した債権の報告について	8
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9
諮第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	10
諮第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	11
諮第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	12
議第 55 号	羽島市固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
議第 56 号	羽島市教育委員会委員の任命について	14
議第 57 号	羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	15
議第 58 号	羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	17
議第 59 号	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	20
議第 60 号	羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	25
議第 61 号	羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について	27
議第 62 号	羽島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	30
議第 63 号	羽島市下水道条例の一部を改正する条例について	32
議第 64 号	羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	34
議第 65 号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	36
議第 66 号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等	

	に関する協議について……………	3 8
議第 6 7 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について……………	4 1
議第 6 8 号	令和 7 年度羽島市一般会計補正予算（第 5 号）……………	4 3
議第 6 9 号	令和 7 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）…	4 8
議第 7 0 号	令和 7 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	5 3
議第 7 1 号	土地の取得について……………	5 8
議第 7 2 号	工事請負契約の締結について……………	5 9
議第 7 3 号	市道路線の認定について……………	6 0
認第 1 号	令和 6 年度羽島市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	6 3
認第 2 号	令和 6 年度羽島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	6 3
認第 3 号	令和 6 年度羽島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	6 4
認第 4 号	令和 6 年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	6 4
認第 5 号	令和 6 年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	6 5
認第 6 号	令和 6 年度羽島市病院事業会計決算の認定について……………	6 5
認第 7 号	令和 6 年度羽島市水道事業会計決算の認定について……………	6 6
認第 8 号	令和 6 年度羽島市下水道事業会計決算の認定について……………	6 6

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

専第9号

損害賠償の額を定めることについて

令和7年5月9日（金）午後10時30分頃、羽島市福寿町平方字大門先261番3地先の道路のアンダーパス冠水により、北進していた自動車のエンジンに損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年7月3日専決

羽島市長 松 井 聡

- 1 損害賠償の額 金120,000円
- 2 損害賠償の相手方 羽島市在住の個人

報第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

専第10号

損害賠償の額を定めることについて

令和7年5月16日（金）午後4時00分頃、羽島市桑原町平太1丁目18番地先の道路のアスファルト片により、自動車3台のフロントガラスに損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年8月19日専決

羽島市長 松 井 聡

- 1 損害賠償の額 金360,000円
- 2 損害賠償の相手方 羽島市在住の個人

報第9号

令和6年度羽島市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度羽島市健全化判断比率を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.7	—

報第10号

令和6年度羽島市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度羽島市資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松井 聡

会計の名称	資金不足比率（％）
病院事業会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

報第 1 1 号

放棄した債権の報告について

羽島市債権管理条例（平成 2 8 年羽島市条例第 4 7 号）第 9 条第 1 項の規定により
放棄した市の債権について、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

債権の名称	放棄事由	件数	金額（円）	放棄年月日
市民病院 個人医療費負担金	第 1 号	2 3	5 2 5, 3 3 0	令和 7 年 3 月 3 1 日
水道料金	第 1 号	3 0	4 4 1, 0 0 0	
水道料金	第 2 号	1 2	6 3, 0 4 1	
水道開栓手数料	第 1 号	3	6 0 0	
放課後児童教室 実費負担額	第 1 号	1	1 2, 0 0 0	
合計		6 9	1, 0 4 1, 9 7 1	

（放棄事由の概要）

羽島市債権管理条例第 9 条第 1 項

第 1 号 消滅時効に係る時効期間の満了

第 2 号 破産免責等

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
野 田 陽 子		

【提案理由】

現委員である野田陽子氏の任期が、令和7年12月31日に満了することに伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
酒 井 公 孝	■	■

【提案理由】

現委員である岩田博文氏の任期が、令和7年12月31日に満了することに伴い、新たに酒井公孝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

諮第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
浅 野 治 夫		

【提案理由】

現委員である浅野治夫氏の任期が、令和7年12月31日に満了することに伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

諮第5号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

氏名	生年月日	住所
日比 なな子	[REDACTED]	[REDACTED]

【提案理由】

現委員である加藤直子氏の任期が、令和7年12月31日に満了することに伴い、新たに日比なな子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

議第55号

羽島市固定資産評価審査委員会委員の選任について

羽島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
花 村 崇 裕		

【提案理由】

現委員である花村崇裕氏の任期が、令和7年10月26日に満了することに伴い、再び同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものである。

議第 5 6 号

羽島市教育委員会委員の任命について

羽島市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
今井田 裕子		

【提案理由】

現委員である今井田裕子氏の任期が、令和 7 年 1 0 月 1 0 日に満了することに伴い、再び同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第 5 7 号

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成
の公営に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公
営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）の公布に伴
い、羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成
の公営に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年羽島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（自動車の使用及びポスターの作成の公営） 第2条 略 (1) 略 (2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に18万円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額	（自動車の使用及びポスターの作成の公営） 第2条 略 (1) 略 (2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に18万円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 5 8 号

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）の公布に伴い、羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成30年羽島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（ビラの作成の公営） 第2条 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、当該選挙につき、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額の範囲で、ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により羽島市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。 （ビラの作成の公費負担額等） 第4条 第2条の規定によりビラを作成する場合の公費負担額は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの種類ごとの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超えるときは、<u>8円3</u>	（ビラの作成の公営） 第2条 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、当該選挙につき、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額の範囲で、ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により羽島市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。 （ビラの作成の公費負担額等） 第4条 第2条の規定によりビラを作成する場合の公費負担額は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの種類ごとの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超えるときは、<u>7円7</u>

<u>8 銭</u>) に当該ビラの種類ごとの作成枚数 (当該候補者を通じて、当該選挙における法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額の合計額とする。 2 略	<u>3 銭</u>) に当該ビラの種類ごとの作成枚数 (当該候補者を通じて、当該選挙における法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額の合計額とする。 2 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 59 号

羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例について

羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、羽島市個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年羽島市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>(7) 住登外者 市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市の事務に必要な情報を市民とは別に管理する必要があるものをいう。</u>	
<u>(8) 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者を特定する固有の番号を付し、管理するものをいう。</u>	
<u>(9) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。</u>	
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、 <u>別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</u>	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、 <u>市長が行う別表第1の右欄に掲げる事務及び別表第2の中欄に掲げる事務</u> _____並びに市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。
2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事	2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事

務の処理に関して、必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報及び住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために、必要な限度で利用特定個人情報及び住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 略

別表第1（第4条関係）

実施機関	事務
1～7 略	略
8 <u>市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
9 <u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管</u>

務の処理に関して、必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報_____であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

- 3 市長_____は、特定個人番号利用事務を処理するために、必要な限度で利用特定個人情報_____であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 略

別表第1（第4条関係）

実施機関	事務
1～7 略	略

	<u>理に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
別表第 3 （第 5 条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報報
略	略	略	略
教育委員会	学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
略	略	略	略
市長	<u>住登外者宛名番号管理</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であ</u>

別表第 3 （第 5 条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報報
略	略	略	略
教育委員会	学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
略	略	略	略

	機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であつて 規則で定め るもの		って規則で 定めるもの	
--	---	--	----------------	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第 6 0 号

羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

企業職員の部分休業について新たな措置を行うことに伴い、羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年羽島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第16条 略 2 略 (1) 部分休業（当該職員が小学校卒業までの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内<u>又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の時間</u>に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合 (2)～(4) 略	（給与の減額） 第16条 略 2 略 (1) 部分休業（当該職員が小学校卒業までの子を養育するため1日の勤務時間の_____一部（2時間を超えない範囲内_____の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合 (2)～(4) 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 6 1 号

羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について

羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の公布に伴い、羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正するものである。

羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例

(羽島市手数料条例の一部改正)

第1条 羽島市手数料条例（平成12年羽島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （手数料の金額の特例） 3 略 (1) 略 (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）	附 則 （手数料の金額の特例） 3 略 (1) 略 (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）

(羽島市印鑑条例の一部改正)

第2条 羽島市印鑑条例（昭和51年羽島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請） 第10条の2 略 (1) 略	（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請） 第10条の2 略 (1) 略

(2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）	(2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）
--	--

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 6 2 号

羽島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

羽島市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

災害その他非常の場合における給水装置の工事を行う者の特例を定めるため、羽島市水道事業給水条例の一部を改正するものである。

羽島市水道事業給水条例の一部を改正する条例

羽島市水道事業給水条例（昭和３５年羽島市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（工事の施行） 第１１条 工事は、<u>市長又は市長が水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</u> <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> ２及び３ 略	（工事の施行） 第１１条 工事は、_____市長が水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が施行する。</u> ２及び３ 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 3 号

羽島市下水道条例の一部を改正する条例について

羽島市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

災害その他非常の場合における排水設備等の工事を行う者の特例を定めるため、
羽島市下水道条例の一部を改正するものである。

羽島市下水道条例の一部を改正する条例

羽島市下水道条例（平成 1 1 年羽島市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（排水設備等の工事の実施） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、 規程で定めるところにより排水設備等 の工事に関し、下水道排水設備責任技 術者を有するものとして市長が指定し た下水道排水設備指定工事店（以下「下 水道指定工事店」という。）でなければ、 行ってはならない。<u>ただし、災害 その他非常の場合において、市長が他 の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定に より置かれた下水道事業の管理者を含 む。）の指定を受けた者に工事を行わ せる必要があると認めるときは、この 限りでない。</u> （占有） 第 1 8 条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公 営企業法_____第 2 条第 1 項に規定する地方公 営企業以外の事業に係る占有物件 3 略	（排水設備等の工事の実施） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、 規程で定めるところにより排水設備等 の工事に関し、下水道排水設備責任技 術者を有するものとして市長が指定し た下水道排水設備指定工事店（以下「下 水道指定工事店」という。）でなければ、 行ってはならない。 （占有） 第 1 8 条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公 営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公 営企業以外の事業に係る占有物件 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 4 号

羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島市民病院の一般病床の数を見直すため、羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

羽島市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年羽島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（経営の基本） 第3条 略 2 略 （1）～（27） 略 3 略 （1） 一般病床 <u>261</u>床 （2） 略	（経営の基本） 第3条 略 2 略 （1）～（27） 略 3 略 （1） 一般病床 <u>271</u>床 （2） 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 5 号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 2 1 8 条の 2 の規定による特別の定めとして、事務の承継に係る規定を追加する規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものである。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

変 更 後	変 更 前
（その他） 第十二条 組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経 て行う協議をもつて定める。 2 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び 執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得 て、組合長が定める。	（その他） 第十二条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び 執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得 て、組合長が定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあつた日から施行する。

議第 6 6 号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条及び第 2 8 9 条並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同規約（平成 5 年 1 2 月 2 0 日岐阜県指令伊総第 8 9 1 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条及び同規約第 1 2 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに事務の承継等に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものである。

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第２８９条の規定による財産処分並びに令和７年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同規約第１２条第１項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記

1 解散の期日

令和８年３月３１日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、４２市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の処遇等

- (1) 解散時に在職する４名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成１５年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第３号）第１２条第２号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和７年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第１号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議第 6 7 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日岐阜県指令第 1 3 2 6 1 号許可）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものである。

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日岐阜県指令第 1 3 2 6 1 号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 8 号

令和 7 年度羽島市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度羽島市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 4 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 5 6 1, 2 2 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,912,513	1,421	4,913,934
	2 国庫補助金	834,718	1,421	836,139
18 繰入金		1,652,887	1,423	1,654,310
	2 基金繰入金	1,646,886	1,423	1,648,309
歳入合計		26,558,385	2,844	26,561,229

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		1 1, 3 6 3, 5 7 4	2, 8 4 4	1 1, 3 6 6, 4 1 8
	1 社 会 福 祉 費	6, 3 3 7, 2 4 2	2 2 0	6, 3 3 7, 4 6 2
	3 生 活 保 護 費	9 1 6, 5 2 4	2, 6 2 4	9 1 9, 1 4 8
歳 出 合 計		2 6, 5 5 8, 3 8 5	2, 8 4 4	2 6, 5 6 1, 2 2 9

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	126,924	1,421	128,345	1 社会福祉費補助金	110	障害者総合支援事業費補助金 110(既決 0)
				3 生活保護費補助金	1,311	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,311(既決 25)
計	834,718	1,421	836,139			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,646,886	1,423	1,648,309	1 財政調整基金繰入金	1,423	財政調整基金繰入金 1,423(既決 950,221)
計	1,646,886	1,423	1,648,309			

2 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 障害者自立支援費	2,342,999	220	2,343,219	110			110	12 委託料	220	障害者自立支援事務経費 220(既決 11,252)
計	6,337,242	220	6,337,462	110			110			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護総務費	85,506	2,624	88,130	1,311			1,313	12 委託料	2,624	生活保護事務経費 2,624(既決 6,029)
計	916,524	2,624	919,148	1,311			1,313			

議第 6 9 号

令和 7 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度羽島市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 , 6 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 7 9 9 , 9 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1 1 8, 7 1 9	2 1, 6 3 4	1 4 0, 3 5 3
	1 繰越金	1 1 8, 7 1 9	2 1, 6 3 4	1 4 0, 3 5 3
歳入合計		6, 7 7 8, 2 9 7	2 1, 6 3 4	6, 7 9 9, 9 3 1

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 諸 支 出 金		7, 1 0 0	2 1, 6 3 4	2 8, 7 3 4
	1 諸 支 出 金	7, 1 0 0	2 1, 6 3 4	2 8, 7 3 4
歳 出 合 計		6, 7 7 8, 2 9 7	2 1, 6 3 4	6, 7 9 9, 9 3 1

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	118,719	21,634	140,353	1 繰越金	21,634	繰越金 21,634(既決 118,719)
計	118,719	21,634	140,353			

2 歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 償還金	7,100	21,634	28,734				21,634	22 償還金・利 子及び割引 料	21,634	償還金 21,634(既決 0)
計	7,100	21,634	28,734				21,634			

議第 7 0 号

令和 7 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度羽島市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 1 , 1 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 7 0 0 , 1 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		5,000	111,105	116,105
	1 繰越金	5,000	111,105	116,105
歳入合計		6,589,083	111,105	6,700,188

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 積 立 金		1, 4 4 1	9 8, 5 5 9	1 0 0, 0 0 0
	1 基 金 積 立 金	1, 4 4 1	9 8, 5 5 9	1 0 0, 0 0 0
5 諸 支 出 金		3, 0 0 3	1 2, 5 4 6	1 5, 5 4 9
	1 諸 支 出 金	3, 0 0 3	1 2, 5 4 6	1 5, 5 4 9
歳 出 合 計		6, 5 8 9, 0 8 3	1 1 1, 1 0 5	6, 7 0 0, 1 8 8

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	5,000	111,105	116,105	1 繰越金	111,105	繰越金 111,105(既決 5,000)
計	5,000	111,105	116,105			

2 歳出

(款) 4 積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護保険給付準備基金積立金	1,441	98,559	100,000				98,559	24 積立金	98,559	介護保険給付準備基金積立金 98,559(既決 1,441)
計	1,441	98,559	100,000				98,559			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(表) 1 借入金										
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 償還金	3,003	12,546	15,549				12,546	22 償還金・利子及び割引料	12,546	返還金 12,546(既決 2)
計	3,003	12,546	15,549				12,546			

議第 7 1 号

土地の取得について

次のとおり土地を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年羽島市条例第 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

- | | |
|---------------|--|
| 1 所 在 地 | 羽島市桑原町午南字大島 1 0 3 1 番 2 ほか 2 筆 |
| 2 取 得 の 面 積 | 4 1 , 4 1 7 . 7 9 平方メートル |
| 3 取 得 の 金 額 | 金 1 0 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 取 得 の 目 的 | 市南部地域活性化事業用地 |
| 5 取 得 の 相 手 方 | 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長 根岸 一行 |

議第 7 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年羽島市条例第 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 消防緊急通信指令施設設備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 羽島市消防本部他 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 の 金 額 | 金 3 6 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 岐阜県岐阜市茜部中島 3 - 1 0
株式会社トーエネック 岐阜支店
執行役員支店長 永田 孝治 |

議第 73 号

市道路線の認定について

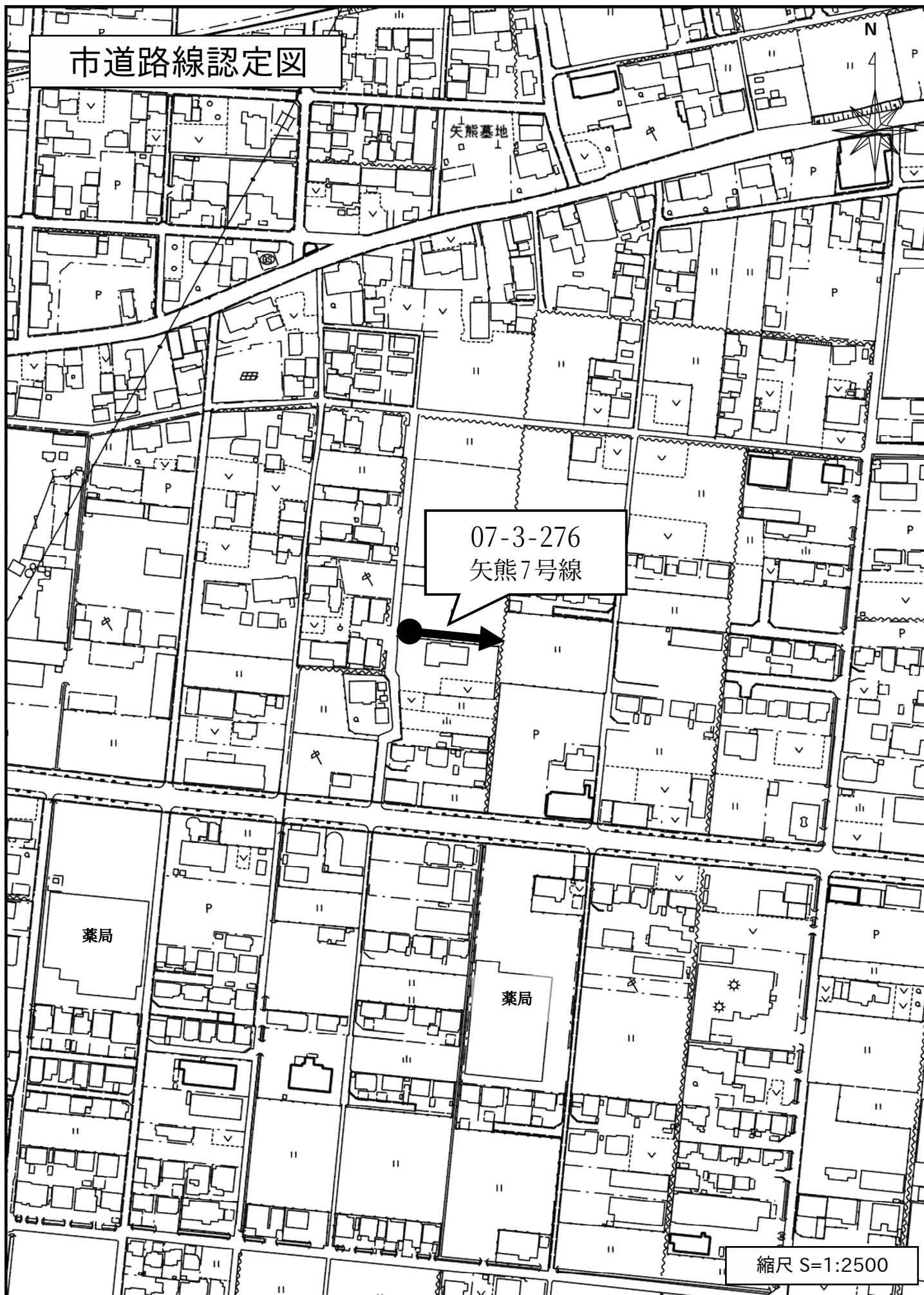
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

羽島市長 松 井 聡

市道路線認定調書

路線番号	路線名称	起点	重要な経過地	参考 延長 (m)
		終点		
07 - 3 - 276	矢熊 7 号 線	竹鼻町狐穴字矢熊 1448 番 1 地先		51.2
		竹鼻町狐穴字矢熊 1448 番 7 地先		



認第1号

令和6年度羽島市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度羽島市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第2号

令和6年度羽島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度羽島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

認第3号

令和6年度羽島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度羽島市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第4号

令和6年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

認第5号

令和6年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第6号

令和6年度羽島市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度羽島市病院事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

認第7号

令和6年度羽島市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度羽島市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第8号

令和6年度羽島市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度羽島市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

羽島市長 松 井 聡